

風水害編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 水害の予防対策	3
第2節 土砂災害の予防対策	4
第3節 風害の予防対策	5
第4節 雪害の予防対策	6
第5節 風水害防災体制の整備等	7
第1 避難体制の確保	7
第2 備蓄・物流対策	7
第3 広報・教育・訓練	7
第2章 災害応急対策計画	9
第1節 災害応急活動体制	11
第1 警戒体制の確立	11
第2 災害対策本部の設置	12
第3 動員・配備	12
第4 災害対策本部解散後の対応	12
第2節 情報の収集・伝達	13
第1 気象情報等の収集	13
第2 通信連絡体制の確保	15
第3 被害調査	15
第4 災害報告	15
第5 被災者台帳の作成・活用	15
第3節 災害広報・相談	16
第4節 消防・救助救急・危険物等対策	16
第5節 医療救護・防疫	16
第6節 避難対策	17
第1 避難指示等	17
第2 避難所の開設	20
第3 避難所の運営	20
第4 避難所の閉鎖	20
第5 在宅避難者等の支援	20
第6 広域避難	20
第7 広域一時滞在	20
第7節 生活救援	21
第8節 交通・緊急輸送	21
第9節 災害警備・防犯	22
第1 災害警備	22
第2 防犯	23
第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋火葬	24
第11節 清掃・廃棄物・環境対策	24
第12節 建築物・住宅対策	24
第13節 ライフライン施設等の応急対策	24

第14節 学校等における児童・生徒等の安全対策	24
第15節 要配慮者対策	24
第16節 災害派遣・応援要請	24
第17節 ボランティアへの対応	25
第18節 帰宅困難者等対策	25
第19節 水防計画	26
第1 活動体制の確保	26
第2 水防活動	27
第20節 突風・竜巻災害対策	29
第1 竜巻情報の収集・伝達	29
第2 竜巻被害への対応	29
第21節 災害救助法の適用	31
第3章 災害復旧・復興計画	33
第1節 災害復旧・復興体制	35
第2節 生活等の再建支援	35
第3節 災害復旧・復興事業の促進	35

第 1 章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項 目	担 当
水害の予防対策	総務課、農水産課、建設課、都市整備課、県（海匠土木事務所）

1. 水害防止施設の整備

県及び市（建設課、農水産課、都市整備課）は、新川等の河川や排水路等への大雨時の流出を軽減するため、開発計画等において調整池等の設置を指導する。

その他の住宅の建設においては、浸透桝等の設置指導を強化し、河川、水路への流出量を抑制する。

2. 浸水危険地区の周知

市（建設課、農水産課、総務課）は、洪水や高潮による浸水等の危険性を周知するため、浸水想定区域、浸水の危険箇所、対策、関連情報の入手方法等について、パンフレットやホームページ等を活用した広報に努める。

3. 避難確保計画の作成

水防法第15条の3の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練や、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、市への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

市（総務課）は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援、施設管理者等と共同で情報伝達訓練などを行う。

4. 水防用資機材の整備

市（建設課）及び県は、高潮等に対する水防活動に活用するため、水防資機材の点検、整備に努める。

5. 農作物の水害予防対策

市（農水産課）は、農作物の水害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

第 2 節 土砂災害の予防対策

項 目	担 当
土砂災害の予防対策	総務課、農水産課、建設課、都市整備課、県（海匠土木事務所、北部林業事務所）

地震・津波編 第 1 章 第 2 節「第 1 土砂災害の防止」に準ずる。

第3節 風害の予防対策

項 目	担 当
風害の予防対策	農水産課、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

1. 農作物の風害防止対策

市（農水産課）は、農作物の風害防止について、防風林・防風垣・多目的防災網の設置等を指導し、強風害及び降雹等の被害を軽減する。

2. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、建物、送電設備、配電設備とも風圧荷重を「電気設備の技術基準」の各該当項目により設計している。

また、樹木倒壊等による停電被害の発生を未然に防止するため、市と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき連携する。

風害発生のおそれがある樹木の伐採、剪定については、前述の「電気設備の技術基準」に則り、保安上必要な箇所を実施する。

3. 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

第4節 雪害の予防対策

項 目	担 当
雪害の予防対策	農水産課、建設課、県（海匠土木事務所）、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

1. 道路の雪害防止対策

市（建設課）及び県は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結防止剤等を散布するなどの体制を必要に応じ確保する。

2. 農作物等の雪害防止対策

市（農水産課）は、農作物の雪害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

3. 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、電線への着雪防止対策等を実施する。

4. 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第5節 風水害防災体制の整備等

項 目	担 当
第1 避難体制の確保	総務課
第2 備蓄・物流対策	総務課、環境課、健康づくり課、こども家庭課、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、農水産課、建設課、県
第3 広報・教育・訓練	秘書広報課、総務課、企画政策課、社会福祉課、子育て支援課、高齢者福祉課、教育総務課

第1 避難体制の確保

(1) 避難場所の指定

土砂災害や浸水等から住民等の安全を確保する避難場所について、危険箇所・区域等の現況を踏まえて指定を随時検討する。

また、避難誘導を円滑に行うため、風水害の避難場所の案内標識、誘導標識の設置を検討する。

(2) 広報活動

ハザードマップ、広報紙、ホームページ、防災アプリケーション等で、住民、学校、事業所等に対し、風水害の避難場所や留意事項等について周知する。

(3) 洪水、土砂災害の警戒避難

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の住民、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、警報等の伝達方法、避難基準等を検討し、災害応急対策計画に定める。

第2 備蓄・物流対策

地震・津波編 第1章「第4節 備蓄・物流・燃料対策」に準ずる。

第3 広報・教育・訓練

(1) 風水害の訓練

高潮等に対する水防活動、土砂災害警戒区域等における避難活動について、円滑に実施できるように関係者や住民参加による訓練の実施に努める。

(2) 風水害の教育・広報

風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが風水害等についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び防災関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

第 1 章 第 5 節 風水害防災体制の整備等

〈広報媒体・対象・内容〉

媒体	対象	内容
広報あさひ 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット 防災アプリケーション 等	地域住民 区（自治会） 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の風水害等対策 ・ 風水害等に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得 ・ 屋内外、地下街等における風水害時の心得 ・ 避難路、避難所、避難場所 ・ 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や警戒レベル等の関係性の意味と内容 ・ 台風接近時のマイ・タイムラインの作成 ・ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法、避難時の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 学校施設等の防災対策 ・ 建物の風水害等対策 ・ 土砂災害警戒区域等 ・ 浸水想定区域 ・ 自主防災活動の実施 ・ 防災訓練の実施 ・ 気象、河川等の情報及び市の対応 ・ 応急救護の心得 ・ 要配慮者について

第 2 章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項 目	担 当
第1 警戒体制の確立	総括班、各班
第2 災害対策本部の設置	総括班、各班
第3 動員・配備	総括班、各班
第4 防災関係機関との連携	総括班、各班
第5 災害対策本部解散後の対応	総括班、各班

第1 警戒体制の確立

1. 警戒体制の設置

総務課長は、災害が発生するおそれのある気象状況となった場合に市長に報告し、警戒体制をとる。担当職員は、以下の基準に従って警戒体制につく。

〈風水害時の非常配備基準〉

配備	基準	対象者
注意 配備	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・雷注意報 ・高潮注意報 ・強風注意報 ・竜巻注意情報 ・降雪に関わる注意報	○総務課、建設課、農水産課、都市整備課、上下水道課の職員は自宅待機
警戒 配備	・大雨警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・暴風警報 ・突風（竜巻）被害発生 ・降雪に関わる警報 ・市長が必要と認める場合	○総務課地域安全班 ○総務課、公共施設管轄（高潮警報時は沿岸地区の施設のみ）の管理職 ○建設課、農水産課※、都市整備課、上下水道課の職員 ・その他の職員は自宅待機 ・暴風警報時（台風時を除く）は、地域安全班以外自宅待機 ・自主避難がある場合は、あらかじめ指定する課が担当
	・波浪警報	○総務課地域安全班（自宅待機） ○農水産課※
非常 配備	・特別警報 ・土砂災害警戒情報（大雨警報発表中） ・記録的短時間大雨情報（大雨警報発表中） ・市長が必要と認める場合	○総務課、建設課、農水産課、都市整備課、上下水道課の職員 ・その他の職員は自宅待機 ○特別警報発表時及び市長が必要と認める場合全職員 （緊急連絡網により緊急登庁）

※高潮警報、波浪警報の発表の場合、農水産課は、飯岡漁港の親水型防波堤利用者の有無の確認等を行う。

2. 警戒体制の運営

地震・津波編 第2章 第1節 第1「2. 警戒体制の運営」に準ずる。

3. 警戒体制の解除

地震・津波編 第2章 第1節 第1「3. 警戒体制の解除」に準ずる。

第2 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に従って旭市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。担当職員は、次の基準に従って本部体制をとる。

〈災害対策本部の設置基準〉

- ア 市域に、特別警報が発表されたとき
- イ 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- ウ 次のいずれかの状況にあり、市長が必要と認めたとき
 - ・市域に、大雨、洪水、暴風、土砂災害、高潮等の気象警報が発表され、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある。
 - ・市域に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を要する。

(2) 設置場所

本部は、市役所本庁舎3階政策決定室に設置する。

また、本庁舎が使用不可能な場合は、海上庁舎に設置する。

(3) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2. 災害対策本部の運営

地震・津波編 第2章 第1節 第2「2. 災害対策本部の運営」に準ずる。

第3 動員・配備

地震・津波編 第2章 第1節「第3 動員・配備」に準ずる。

第4 防災関係機関との連携

地震・津波編 第2章 第1節「第4 防災関係機関との連携」に準ずる。

第5 災害対策本部解散後の対応

地震・津波編 第2章 第1節「第5 災害対策本部解散後の対応」に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達

項 目	担 当
第1 気象情報等の収集	総括班、消防本部、県、銚子地方気象台
第2 通信連絡体制の確保	総括班、防災関係機関
第3 被害調査	各班、防災関係機関
第4 災害報告	総括班、財政班、消防本部、ちば消防共同指令センター
第5 被災者台帳の作成・活用	各班

第1 気象情報等の収集

1. 気象情報等の収集

(1) 気象情報

市（総括班）は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を速やかに収集する。なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール等の広報手段を活用して住民等へその旨を速やかに伝達する。

〈主な気象情報等の種類〉

種 類	内 容
特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、土砂崩れ
気象警報	大雨、洪水、浸水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、土砂崩れ
気象注意報	大雨、洪水、浸水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪、土砂崩れ
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
線状降水帯に関する各種情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、顕著な大雨に関する気象情報を発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

(2) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

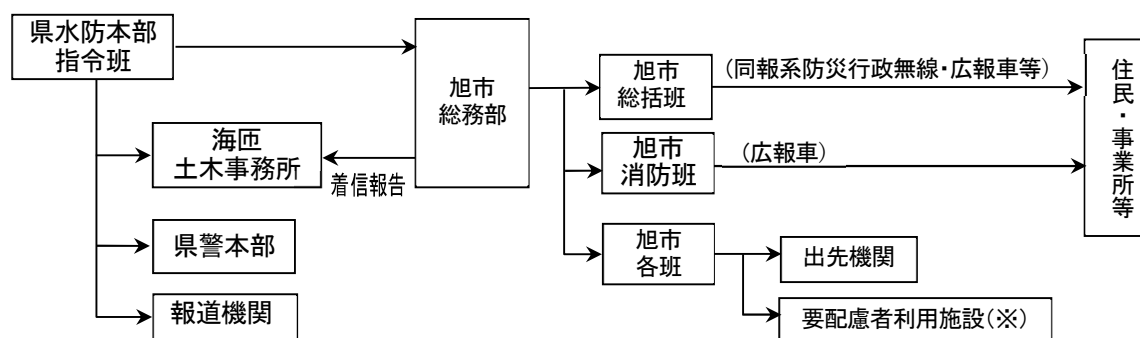
〈火災気象通報の基準〉

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
 ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

2. 河川情報

大雨警報等の際に、はん濫注意水位等が設定されている新川の水位の状況を監視し、はん濫等の危険がある場合は関係機関に伝達する。

また、市内に洪水浸水想定区域がかかる水位周知河川である黒部川の特別警戒水位到達情報が通知された場合、市（総括班、消防本部）は、関係各班を通じて洪水浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



〈特別警戒水位到達情報の伝達系統〉

（※）洪水浸水想定区域内の社会福祉施設など防災上の配慮を要する者が利用する施設（水防法 第15条）

3. 土砂災害警戒情報

千葉県（県土整備部河川環境課）及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、千葉県はホームページ等を利用して、市内の災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

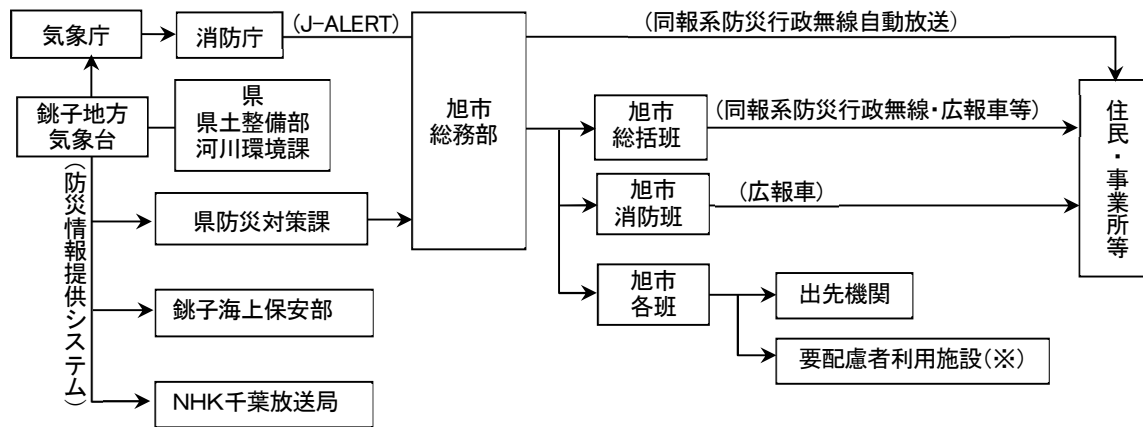
市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難指示等を行い、周辺住民に対し周知徹底する。

〈土砂災害警戒情報の発表基準等〉

- (1) 警戒基準
大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。
- (2) 情報の解除
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議の上解除できる。
- (3) 暫定基準
地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱う。
- (4) 情報の伝達経路
警報・注意報と同様の経路とする。
- (5) 情報の特徴及び利用に当たっての留意点
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表され

るもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※) 土砂災害警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条)

第2 通信連絡体制の確保

地震・津波編 第2章 第2節「第2 通信連絡体制の確保」に準ずる。

第3 被害調査

地震・津波編 第2章 第2節「第3 被害調査」に準ずる。

第4 災害報告

地震・津波編 第2章 第2節「第4 災害報告」に準ずる。

第5 被災者台帳の作成・活用

地震・津波編 第2章 第2節「第5 被災者台帳の作成・活用」に準ずる。

第3節 災害広報・相談

地震・津波編 第2章「第3節 災害広報・相談」に準ずる。

第4節 消防・救助救急・危険物等対策

地震・津波編 第2章「第4節 消防・救助救急・危険物等対策」に準ずる。

第5節 医療救護・防疫

地震・津波編 第2章「第5節 医療救護・防疫」に準ずる。

第6節 避難対策

項 目	担 当
第1 避難指示等	総括班
第2 避難所の開設	総括班、収容班、区（自治会）
第3 避難所の運営	食料班、物資班、収容班、福祉班、区（自治会）
第4 避難所の閉鎖	収容班
第5 在宅避難者等の支援	総括班、収容班、救護班
第6 広域避難	総括班
第7 広域一時滞在	総括班

第1 避難指示等

1. 避難指示等の発令

風水害時の避難指示等は警戒レベルに応じて実施し、下表のとおり警戒レベルを付するとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。

〈警戒レベルと居住者等の行動〉

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[警戒レベル5] 緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
[警戒レベル4] 避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
[警戒レベル3] 高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者のある人等並びにその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
[警戒レベル2] 大雨・洪水・ 高潮注意報 (気象庁発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
[警戒レベル1] 早期注意情報 (気象庁発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(注) 「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされる

第2章 第6節 避難対策

おそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し、立退き避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を状況に応じて発令するとともに、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長）、総務部長（総務課長）の順に権限を代行する。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	種類	要 件	根 拠
市 長	災害全般 (指示、緊急安全確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは立退き避難を指示し、急を要するときは緊急安全確保を指示できる。	災害対策基本法 第60条第1項・ 第3項
知 事	災害全般 (指示、緊急安全確保)	市長が上記の事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときに代行できる。	災害対策基本法 第60条第6項
警察官 海上保安官	災害全般 (指示、緊急安全確保)	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときに、立退き避難又は緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指 示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指 示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	地すべり等防止法 第25条
知事、その命を受けた職員 又は水防管理者	洪水・高潮 (指 示)	洪水、雨水出水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認めるときに立退き避難を指示できる。	水防法 第29条

発令の判断は、防災気象情報、气象台や県（海匠土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、市民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川のはん濫、台風等による高潮と河川のはん濫などの危険度が同時に高まっている場合は、それらすべての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

第2章 第6節 避難対策

〈避難の指示等の種類及び発令基準の目安〉

種類	災害象	発令基準の目安
高齢者等避難 〔警戒レベル3〕	土砂災害	- 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ土砂キキクルが「警戒」となった場合 - 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報発表時で、夜間から明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合など） 1時間雨量が60mmかつ3時間雨量が150mmを超過した場合
	洪水	- 大雨・洪水警報発表時で、新川観測所の水位が2.40m（はん濫注意水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合（洪水キキクルが「警戒」の場合など）※ - 堤防の軽微な漏水等が確認された場合 - 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
	高潮	- 高潮警報が発表されたとき - 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 - 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が本市にかかることが予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 - 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に本市に接近・通過することが予想される場合 - 伊勢湾台風級の台風が本市に接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
避難指示 〔警戒レベル4〕	土砂災害	- 土砂災害警戒情報が発表され、その後も降雨が見込まれる場合 - 土砂キキクルが「危険」となった場合 - 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 - 前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合
	洪水	- 大雨・洪水警報発表時で、新川観測所の水位が2.80m（旧はん濫危険水位）に達し、更に急激な水位の上昇が見込まれる場合（洪水キキクルが「危険」の場合など）※ - 漏水等により破堤につながるおそれがあるなどの河川管理施設に異常がみられる場合 - 強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
	高潮	- 高潮警報発表時で、風向・風速などから、人的被害や家屋被害の発生する危険性が特に高いと判断された場合 - 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
緊急安全確保 〔警戒レベル5〕	土砂災害	- 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき - 土砂災害が発生した場合
	洪水	- 大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき - 記録的短時間大雨情報が3時間以内に複数回発表されたとき - 大雨により新川観測所の水位が3.10m（計画高水位相当）に達した場合※ - 堤防の異常な漏水等により決壊のおそれが高まった場合 - 破堤、越水を確認した場合
	高潮	- 高潮特別警報が発表されたとき - 防潮堤の倒壊や決壊等が発生した場合又はそのおそれがある場合 - 異常な越波・越流が発生した場合 - 高潮氾濫が発生した場合

※ 新川観測所の水位の状況を、その他河川における判断基準として準用する。

(2) 避難指示等の解除

本部長（市長）は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。

2. 避難情報等の伝達

地震・津波編 第2章 第6節 第1「2. 避難情報等の伝達」に準ずる。

なお、水防法又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の住民及び要配慮者利用施設等への伝達は、第2節 第1 2. 河川情報「特別警戒水位到達情報の伝達系統」又は3. 土砂災害警戒情報「土砂災害警戒情報の伝達系統」に準じて行う。

3. 避難誘導等

地震・津波編 第2章 第6節 第1「3. 避難誘導等」に準ずる。

4. 警戒区域の設定

地震・津波編 第2章 第6節 第1「4. 警戒区域の設定」に準ずる。

第2 避難所の開設

地震・津波編 第2章 第6節「第2 避難所の開設」に準ずる。

その他、台風の接近により自主避難者が予想される場合、市は自主避難対応避難所を開設する。

第3 避難所の運営

地震・津波編 第2章 第6節「第3 避難所の運営」に準ずる。

第4 避難所の閉鎖

地震・津波編 第2章 第6節「第4 避難所の閉鎖」に準ずる。

第5 在宅避難者等の支援

地震・津波編 第2章 第6節「第5 在宅避難者等の支援」に準ずる。

第6 広域避難

地震・津波編 第2章 第6節「第6 広域避難」に準ずる。

第7 広域一時滞在

地震・津波編 第2章 第6節「第7 広域一時滞在」に準ずる。

第7節 生活救援

地震・津波編 第2章「第7節 生活救援」に準ずる。

第8節 交通・緊急輸送

地震・津波編 第2章「第8節 交通・緊急輸送」に準ずる。

第9節 災害警備・防犯

項 目	担 当
第1 災害警備	旭警察署
第2 防犯	総括班、収容班、旭警察署、区（自治会）、避難所自治組織、防犯指導員、自主防犯組織、防犯組合連合会

第1 災害警備

1. 基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2. 警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じて指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に、大雨警報等が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

県内に台風が接近し、若しくは県内に大雨警報等が発表されて災害発生のおそれがある場合
又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警備本部

台風及び大雨等により大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

なお、災害警備本部設置予定場所が被災して使用不可能な場合、市の施設を借上げて設置する。

3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 防犯

地震・津波編 第2章 第9節「第2 防犯」に準ずる。

第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬

地震・津波編 第2章「第10節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬」に準ずる。

第11節 清掃・廃棄物・環境対策

地震・津波編 第2章「第11節 清掃・廃棄物・環境対策」に準ずる。

第12節 建築物・住宅対策

地震・津波編 第2章「第12節 建築物・住宅対策」に準ずる。

第13節 ライフライン施設等の応急対策

地震・津波編 第2章「第13節 液状化等によるライフライン施設等の応急対策」に準ずる。

第14節 学校等における児童・生徒等の安全対策

地震・津波編 第2章「第14節 学校等における児童・生徒等の安全対策」に準ずる。

第15節 要配慮者対策

地震・津波編 第2章「第15節 要配慮者対策」に準ずる。

第16節 災害派遣・応援要請

地震・津波編 第2章「第16節 災害派遣・応援要請」に準ずる。

第17節 ボランティアへの対応

地震・津波編 第2章「第17節 ボランティアへの対応」に準ずる。

第18節 帰宅困難者等対策

地震・津波編 第2章「第18節 帰宅困難者等対策」に準ずる。

第19節 水防計画

項 目	担 当
第1 活動体制の確保	総括班、食料班、土木班、消防班
第2 水防活動	総括班、食料班、土木班、消防班

洪水、高潮等に対する警戒・防御を的確に行い、住民の安全確保や公共施設の保全を図る。

第1 活動体制の確保

1. 水防組織

水防組織は災害対策本部に準ずるものとし、水防活動は消防機関（消防本部、消防署、消防団）が担うものとする。

班	水防活動に関する所掌事務
総括班 (総務課) (行政改革推進課)	○本部長命令の伝達に関する事 ○各部との連絡、部門間の調整に関する事 ○職員の動員・服務に関する事 ○防災システム（同報系防災行政無線、緊急速報メール等）による情報伝達に関する事 ○避難指示等の発令に関する事 ○気象情報の収集・伝達に関する事 ○広報車による巡回放送に関する事
食料班 (農水産課)	○漁港・ため池・農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事
土木班 (建設課)	○河川のはん濫等の警戒及び応急措置に関する事 ○水防活動への協力に関する事（建設業者との連絡調整等）
消防班 (消防本部) (消防署) (消防団)	○避難者の誘導に関する事 ○水防活動に関する事

2. 水防配備

本部長（市長）は、次の状況に該当する場合、消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

- ア 河川の水位が通報水位（水防団待機水位※）に達してさらに上昇するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。
- イ 気象状況等により高潮の危険が予測されるとき。
- ウ 上記のほか、市長が水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

- ア 河川の水位が警戒水位（はん濫注意水位※）に達したとき。

イ 潮位が上昇して被害のおそれがあるとき。

ウ 上記のほか、市長が水防上必要があると認めたとき。

※市内では、新川（海匠）水位観測所において、水防団待機水位 1.9m、はん濫注意水位 2.4m が設定されている。

3. 水防配備の解除

市長（本部長）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。なお、配備を解除したときは現地指導班（海匠土木事務所）を通じて県水防指令班（河川環境課）に報告する。

第2 水防活動

1. 情報の収集・伝達

(1) 警報、雨量・水位等

気象等予警報、洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で雨量、河川水位、潮位等の観測値を監視する。また、状況に応じて関係機関に情報提供を行う。

(2) 決壊時の通報

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む）は、水防管理者（市長）は、直ちにこれを関係者（当該施設の管理者及び現地指導班（海匠土木事務所））に通報する。

2. 河川のはん濫・浸水、高潮被害等の拡大防止

(1) 警戒巡視

重要水防区域（※）、危険箇所、二次災害につながるおそれのある堤防等の巡視、警戒を行い、浸水、はん濫の危険性の把握に努める。

特に、集中豪雨等による急激な出水・増水や高潮の際には迅速に対処するとともに、避難指示（第6節「第1 避難指示等」参照）の的確な実施に努める。

※令和3年度「千葉県水防計画」において、市内に重要水防区域はない。

(2) 海岸・河川等施設の被害拡大防止措置（応急復旧措置）

ア 海岸・河川施設の損壊等による浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
イ 海岸・河川堤防の決壊等による出水防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
ウ 海岸・河川施設の応急復旧	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早期に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
エ その他の水防活動の実施	・ 出動、監視、警戒及び水防作業 ・ 通信連絡及び輸送 ・ 避難のための立ち退き

3. 応援・協力要請

(1) 他の水防管理者等への応援要請

水防法第 23 条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

(2) 警察官の出動要請

水防法第 22 条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

4. 水防報告

(1) 緊急報告

次の状況に該当するときは、水防管理者（市長）は現地指導班長（海匠土木事務所長）に緊急報告を行う。

- ア 消防機関等を出動させたとき。
- イ 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- ウ 堤防が決壊、はん濫したとき。
- エ その他必要と認める事態が生じたとき。

(2) 水防顛末報告

市（総括班）は、水防活動が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめ、水防活動実施状況報告書の様式により現地指導班長（海匠土木事務所長）に報告する。

- ア 降雨及び水位記録
- イ 出動及び水防解除の時刻
- ウ 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその結果
- カ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ 水防法第 28 条による収用又は使用機具、資材の種類、員数及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
- ケ 土地を一部使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
- コ 他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めたときはその状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察官の出動状況
- ス 現地指導班の出動人員名簿
- セ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 殊勲者及びその功績
- チ 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
- テ その他必要な事項
- ト 千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況

第20節 突風・竜巻災害対策

項 目	担 当
第1 竜巻情報の収集・伝達	総務課、企画政策課、税務課、社会福祉課、消防本部
第2 竜巻被害への対応	総務課、税務課、環境課、社会福祉課、建設課、都市整備課、避難所担当課

第1 竜巻情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、第2節「情報の収集・伝達」に準じて行うものとするが、ここでは災害対策本部を設置していない状況を想定し、次の点に留意するものとする。

1. 竜巻情報等気象情報の収集

市（総務課、消防本部）は、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図るものとする。

2. 被害情報の収集・伝達、調査

市（総務課）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。

市（総務課、企画政策課、社会福祉課）は、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、市（税務課）は、被害家屋調査を速やかに完了させるものとする。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時の各種応急措置は、第3章各節に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意するものとする。

1. 広報・相談対応

市（総務課）は、竜巻等の突風災害時には、被災情報を的確な手段で市民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて災害相談窓口を設置し、各種の問合せ・相談への対応、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

2. リ災証明

市（税務課）は、家屋の被害調査結果に基づき、リ災証明書（様式は資料編参照）を発行する。なお、動産等については、減税等の措置が取られる場合、被災証明書（様式は資料編参照）を発行する。

3. 避難者対応

市（避難所担当課）は、家屋が被災した市民等のため、必要に応じて被災地区に指定避難所（風水害）を開設し、食料等を提供するものとする。

また、警察署に指定避難所や被災地区の夜間パトロール等を要請する。

4. 災害廃棄物の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市（環境課、建設課）は、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法による住宅障害物の除去として自らの資力で除去できない被災者を支援するものとする。

5. 被災家屋の復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、市（都市整備課）は、ブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。また、県及び国と連携し、被災者に対してブルーシート等の設置を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住宅障害物の除去として自らの資力で修理できない被災者を支援するものとする。

その他、被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第21節 災害救助法の適用

地震・津波編 第2章「第19節 災害救助法の適用」に準ずる。

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興体制

地震・津波編 第3章「第1節 災害復旧・復興体制」に準ずる。

第2節 生活等の再建支援

地震・津波編 第3章「第2節 生活等の再建支援」に準ずる。

第3節 災害復旧・復興事業の促進

地震・津波編 第3章「第3節 災害復旧・復興事業の促進」に準ずる。

